

住宅用火災警報器の設置はお済みですか



既存住宅は、平成23年6月1日までに設置が必要

■住宅火災による死者が急増しています

住宅火災による死者の数は、このところ6年連続して1,000人を超える高い水準で推移しています。

このうち、住宅火災が原因による死者は約9割です。65歳以上の高齢者の死者が約6割、また逃げ遅れが原因で亡くなった人が6割以上です。もっと早く火災の発生を知っていれば、助かったケースもあるのではないかと考えられます。

■住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

アメリカでは、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことで各家庭に普及しています。住宅火災による死者の数は、1970年代では約

6,000人だったのが、現在では半減して約3,000人になっています。

このような中で、日本でも平成16年の「消防法」の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月から、既存住宅については、熊本県では平成23年6月1日までに設置しなければなりません。

■警報器は、原則として寝室や階段などに設置します

警報器を設置する建物は、戸建住宅、アパートやマンションなどの共同住宅、店舗併用の住宅などにおける住宅部分です。

原則として、すべての寝室と、寝室がある階の階段が対象で、壁か天井に取り付けなければなりません。また、台所にも設置することが推奨されています。

火災が発生したときに、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感したり、耳で物が燃える音を聞いたりするなど、人は五感によって気付くことがほとんどです。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中しているときなどには、火災に気付くのが遅れてしまいます。

住宅用火災警報器は、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は熊本県では平成23年6月1日までに設置が義務化されています

家庭内の火災の発生をいち早く感知し、警報音や音声などで知らせるのが、警報器の役割です。寝室や階段に設置することで、より効果的に火災発生について感知することができます。逃げ遅れによる死者の発生を防ぐことができます。

■規格に適合した警報器を購入して取り付けましょう

警報器は、技術上の規格に適合したものを購入しましょう。規格に適合した警報器であることを、日本消防検定協会などの第三者機関が確認したものは、「NSマーク」(日本消防検定協会の鑑定マーク)などが表示されていますので、購入時の目安としてください。

警報器の種類は、大きく分類すると2種類あります。設置場所や形状に応じて取り付けることができます。

①煙式警報器

・特徴 煙を感知して、警報音や音声で火災を知らせます。

・設置場所 寝室、階段

②熱式警報器

・特徴 熱を感知して、警報音や音声で火災を知らせます。

・設置場所 台所

※価格は、メーカーや種類、機能、電池の寿命などにより異なります

(1個あたり約4,000円〜15,000円程度)。

■警報器の悪質販売が多発していますのでご注意ください

消火器に関する悪質販売が多発しているように、警報器に関する悪質販売も発生しており、今後も多発することが予想されます。

「消防署から来ました」という言葉にはご注意ください。消防署の関係者は、一般の家庭を訪問して警報器を販売することはありません。

悪質販売にだまされてしまったら、消費生活センターなどにご相談ください。また、警報器は、クーリング・オフの対象商品です。

■上益城消防本部の警報器設置相談窓口をご利用ください

上益城消防本部では、7月から本部予防課に「住宅用火災警報器設置相談窓口」を開設されています。窓口では、購入方法や費用、設置方法、悪質販売に関する情報などについて、24時間体制で受け付けていますのでご利用ください。

▼お問い合わせ先

「住宅用火災警報器設置相談窓口」
(上益城消防本部予防課内)

☎096・282・1955

史跡「陣ノ内館跡」 発掘調査レポート#1



調査の大部分を占める移植ごてによる作業の様子

町教育委員会社会教育課では、現在、平成20年度から5か年計画で、豊内の免の山にある城跡「陣ノ内館跡」の発掘調査を実施しています。これに伴い、今月号から史跡や文化財などの発掘調査に関するコラムを掲載し、調査での作業などについてご紹介します。

■発掘作業のはなし

現在、「館跡」での発掘調査は、1日10人前後で、朝から夕方まで作業を行っています。一般には、テレビなどでも放送されるような、はげやブラシで土器を細かく出していく作業を想像する人が多いと思いますが、実際は、そのような作業は作業全体のほんの一部分です。

現実には、刈り払い機で調査地の下草刈りを行い（全体の作業量のうち

の15割）、スコップなどで不要な土を取り除き（20割）、移植ごてで細かく掘り（60割）、はげやブラシで土を落とします（5割）。このほかに、出てきたものの記録を残すため写真撮影や測量などを併せて実施します。以上のことから、掘削のうち、はげやブラシを用いる作業部分が、非常に少ないことがお分かりいただけると思います。

はげやブラシでの作業は、一般人から見るといえるんなものが出てくるように見えるため、テレビなどは、いわゆる「見せ場」的に取り上げられるので、発掘作業は細かく繊細な作業だと思っても多いと思います。しかし実際は、スコップや移植ごてを使い過ぎて腰や手首を傷めた、夏の猛暑時や冬の降雪時に行うこともあることから体調を崩したりする場合もある過酷な作業です。しかも作業を行う皆さんは、ほとんどが60歳を超えた人ばかりで頭が下がります。

このような苦勞もあり、土器や石器が出てきたときは、作業する皆さんが一緒になって非常に喜びます。一つひとつが新しい発見になりますので、興味をもって作業する人も多く、苦勞の分だけ喜びになり、また次の作業につながっていきます。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

■ジェンダー（社会的性別） についてご存知ですか？

人間は、男性と女性では身体的に差異があります。

男性と女性の違いには、このような「生物学的な性別」だけではなく、社会的に作られた性別の差異も見られます。これを「ジェンダー（社会的性別）」といいます。

例を挙げると、「〇〇は男性の仕事、〇〇は女性の仕事」とか、「男性は主要業務を行い、女性は補助的役割を担う」、「男性は女性より偉い」などがあります。

■ジェンダーの存在がもたらす社会的な弊害

男女共同参画社会を作っていくためには、この社会的な弊害である

ジェンダー(社会的性別)について考えよう!



男女の性別による役割分担などを見直しましょう

「ジェンダー」の存在に気づくことが、とても大切です。

男性と女性における、それぞれの生き方を決める恐れのある性差別や性別による固定的な役割分担、性別に基づく偏見などを見直していく必要があります。

■ジェンダーに対する職場などでの改善や見直しの動き

最近、このような「ジェンダー」に対する視点で改善され始めているものもあります。

男性の育児休業取得の促進のための職場環境の改善や、職場における性別での待遇差や資格取得についての見直しに関する取り組みが始まっています。

また、女性に対する配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についての対策としての法律の制定なども進んでいます。

男女共同参画社会の実現のためには、若い世代や男性の皆さんにも、大いに関心を持っていただくことが必要です。

▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096・234・1111
(内線102)

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp